

兵庫県公報

平成19年3月30日

第13号外

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

訓令

ページ

- 決裁規程等の一部を改正する訓令（人事課）……………1
- 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行等に伴う関係訓令の整備に関する訓令（同）……………19
- 職員服務規程の一部を改正する訓令（同）……………23
- 副知事の事務分担に関する規程の一部を改正する訓令（同）……………24

告示

- 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（人事課）……………24

監査委員訓令

- 兵庫県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令……………25
- 兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令……………26
- 兵庫県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令……………26

公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）
行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

訓令

兵庫県訓令第5号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

決裁規程等の一部を改正する訓令

（決裁規程の一部改正）

第1条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「室長」の右に「、副課長（工事検査室副室長を含む。以下同じ。）」を加え、同条第4号中「室長」の右に「、副課長」を加える。

第5条第2項第23号オ中「公有財産」を「不動産」に改める。

第7条第2項第9号中「及び室長（以下「課長等」という。）」を削り、同項第10号、第11号、第13号から第16号までの規定中「課長等」を「課長」に改め、同項第22号ア及び第23号エ中「不動産」を「財産」に改め、同号ク中「地上権」の右に「若しくは地役権」を加え、「である土地」を削り、同号コ及びサ中「不動産」を「財産」に改め、同号に次のように加える。

シ 有価証券を信託すること。

第7条第3項第5号並びに第9条第2項第29号並びに第30号ア、キ及びク中「不動産」を「財産」に改め

る。

第14条中「参事（課に置く参事に限る。）、主幹、課長補佐又は係長が、それぞれその担任する事務に関し、」を「副課長（副課長が2人以上置かれている課にあつては、課長又は室長があらかじめ指定した副課長。以下同じ。）が」に改める。

第16条第1項中「副知事」の右に「副課長」を加える。

第18条中「主幹、課長補佐又は係長が、それぞれその担任する事務に関し、」を「副課長が」に改める。

附則第4項及び第5項を削る。

別表第1 県民政策部の部課又は室名の項中「課又は室名」を「課名」に改め、同部消費生活室の項中「消費生活室」を「消費生活課」に改め、同表企画管理部の部局、課又は室名の項中「局、課又は室名」を「課名」に改め、同部資金管理課の項を削り、同部市町振興課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。

14 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第59条第1項の規定に基づき、自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定め、又は変更すること。

別表第1 企画管理部の部市町振興課の項部長専決事項の欄11中「（平成16年法律第59号）」を削り、同部人事課の項知事決裁事項の欄1中「防災監」の右に「、会計管理者」を加え、同欄2中「吏員に委託し」を「職員に委任し」に改め、同部管財課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

12 公有財産規則第4条第2項第2号の規定に基づき、県民局の所属に属する地方機関単独庁舎の所管部局を指定すること。

13 公有財産規則第4条第2項第3号の規定に基づき、県民局の所属に属する公有財産及び当該公有財産の所管部局を指定すること。

14 公有財産規則第5条第2項第3号の規定に基づき、集合庁舎の所属するかいを指定すること。

15 公有財産規則第5条第2項第4号の規定に基づき、行政財産及び当該行政財産の所属する課又はかいを指定すること。

16 公有財産規則第6条第2項第6号の規定に基づき、普通財産及び当該普通財産の所属する課又はかいを指定すること。

17 公有財産規則第43条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有償として整理することが適当でないことを認定すること。

18 公有財産規則第59条第1項の規定に基づき、行政財産の地上権及び地役権設定の対価の算定の基準を定めること。

19 公有財産規則第63条第1項の規定に基づき、普通財産の貸付料の算定の基準を定めること。

20 土地基金管理規則（昭和44年兵庫県規則第84号）第3条第3号の規定に基づき、土地基金により取得する土地を決定すること。

21 土地基金管理規則第7条の規定に基づき、土地の取得価額及び当該土地の取得に伴う補償費の額を決定すること。

22 土地基金管理規則第10条の規定に基づき、基金に属する土地の引渡しの価格を決定すること。

23 土地基金管理規則第12条の規定に基づき、資金の貸付けの限度額を決定すること。

別表第1 企画管理部の部財産管理室の項を削り、同表健康生活部の部局、課又は室名の項中「局、課又は室名」を「課名」に改め、同部総務課の項部長専決事項の欄中「、結核診査協議会」を削り、同部児童課の項局長専決事項の欄中10を13とし、9を12とし、8を11とし、7の次に次のように加える。

8 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第3条第1項又は第2項の規定に基づき、認定子ども園の認定をすること。

9 就学前保育等推進法第5条第3項の規定に基づき、認定子ども園の認定の有効期間を更新すること。

10 就学前保育等推進法第10条第1項の規定に基づき、認定子ども園の認定の取消しをすること。

別表第1 健康生活部の部医務課の項局長専決事項の欄中29を31とし、16から28までを18から30までとし、15を削り、14を17とし、同欄13中「第64条の2」を「第64条の2第1項」に、「特別医療法人に」を「社会医療法人の認定を取り消し、又は」に改め、同欄13を16とし、8から12までを11から15までとし、同欄11の前に次のように加える。

10 医療法第42条の2第1項の規定に基づき、社会医療法人を認定すること。

別表第1 健康生活部の部医務課の項局長専決事項の欄7を同欄9とし、同欄6中「第30条の7」を「第30

条の11」に、「療養病床の」を「病床の」に改め、「療養病床に係る」を削り、同欄中6を8とし、2から5までを4から7までとし、同欄4の前に次のように加える。

3 医療法第7条の2第3項の規定に基づき、病院又は診療所の開設者又は管理者に許可の変更のための措置を命ずること。

別表第1健康生活部の部医務課の項局長専決事項の欄1中「(昭和23年法律第205号)」を削り、同欄中1を2とし、2の前に次のように加える。

1 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5第1項第13号の規定に基づき、医業等に関して広告することができる事項を定めること。

別表第1健康生活部の部疾病対策課の項局長専決事項の欄中1から6までを削り、7を1とし、8から11までを2から5までとし、同欄12中「第38条第7項」を「第38条第8項」に改め、同欄12を同欄6とし、同欄13中「第38条第8項」を「第38条第9項」に改め、同欄中13を7とし、14から19までを8から13までとし、同欄13の次に次のよう加える。

14 感染症予防法第46条第5項の規定に基づき、新感染症の所見がある者等に、説明を行い、意見を述べる機会を与え、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知すること。

15 感染症予防法第46条第7項の規定に基づき、意見聴取をした者から聴取書を受領すること。

別表第1健康生活部の部疾病対策課の項局長専決事項の欄中20を16とし、21から24までを17から20までとし、同部業務課の項局長専決事項の欄8中「第72条の3第1項」を「第72条の4第1項」に改め、同欄中43を47とし、13から42までを17から46までとし、12の次に次のように加える。

13 薬事法第76条の6第1項の規定に基づき、指定薬物である疑いがある物品について検査を受けるべきことを命ずること。

14 薬事法第76条の6第2項の規定に基づき、命令に係る物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で陳列してはならない旨を命ずること。

15 薬事法第76条の7第1項の規定に基づき、指定薬物について、廃棄、回収等の措置を命ずること。

16 薬事法第76条の7第2項の規定に基づき、指定薬物の廃棄、回収又はその他の処分をさせること。

別表第1健康生活部の部社会援護課の項知事決裁事項の欄1及び2を削り、同項局長専決事項の欄1中「社会福祉法」の右に「(昭和26年法律第45号)」を加え、同欄中2から11までを削り、12を2とし、13から19までを3から9までとし、同部高齢福祉課の項中「高齢福祉課」を「福祉法人課」に改め、同項知事決裁事項の欄に次のように加える。

1 社会福祉法第56条第4項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を命ずること。

2 社会福祉法第119条の規定に基づき、共同募金会の解散を命ずること。

別表第1健康生活部の部高齢福祉課の項局長専決事項の欄8中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めてその許可の全部又は一部の効力を停止する」に改め、同欄8を同欄18とし、同欄7中「第103条第1項」を「第103条第3項」に改め、同欄中7を17とし、6を16とし、5を15とし、同欄4中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同欄中4を14とし、1から3までを11から13までとし、11の前に次のように加える。

1 社会福祉法第31条第1項の規定に基づき、社会福祉法人の設立を認可すること。

2 社会福祉法第46条第2項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を認可し、又は認定すること。

3 社会福祉法第49条第2項の規定に基づき、社会福祉法人の合併を認可すること。

4 社会福祉法第56条第2項の規定に基づき、社会福祉法人(主たる事務所が県民局の所管区域内にある法人(母子生活支援施設、保育所、児童更生施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設若しくは重症心身障害児施設又は老人福祉法、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)若しくは生活保護法に規定する事業を営む法人に限る。)であつて事業を行う区域が当該県民局の所管区域を越えないものを除く。)に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。

5 社会福祉法第56条第3項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解職を勧告すること。

6 社会福祉法第57条の規定に基づき、公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人に対し、その事業の停止を命ずること。

7 社会福祉法第62条第2項の規定に基づき、社会福祉施設の設置を許可すること。

8 社会福祉法第67条第2項の規定に基づき、施設を必要としない第1種社会福祉事業の経営を許可すること。

- 9 社会福祉法第72条の規定に基づき、社会福祉事業（手話通訳事業を除く。）の経営の制限若しくは停止を命じ、又は許可を取り消すこと。
- 10 社会福祉法第73条第1項の規定に基づき、社会福祉事業の経営資金を得るための寄附金の募集を許可すること。

別表第1 健康生活部の部介護保険課の項中「介護保険課」を「高齢社会課」に改め、同部障害福祉課の項局長専決事項の欄1中「（平成17年法律第123号）」を削り、同欄5中「（昭和24年法律第283号）」を削り、同欄19、21及び23から25までの規定中「精神病院」を「精神科病院」に改め、同表産業労働部の部経営支援課の項局長専決事項の欄17中「第106条第4項」を「第106条第2項」に改め、同部商業振興課の項局長専決事項の欄中1及び2を削り、3を1とし、4から44までを2から42までとし、同部能力開発課の項局長専決事項の欄1中「第7条」を「第6条」に改め、同表農林水産部の部局、課又は室名の項中「局、課又は室名」を「課名」に改め、同部総務課の項部長専決事項の欄を次のように改める。

1件1億5,000万円以上の契約に係る入札参加者の資格審査、指名又は選定をすること（県民局長の権限に属するものを除く。）。

別表第1 農林水産部の部農業経営課の項局長専決事項の欄1中「生産確定数量を定め」を「需要量に関する情報を算定し」に改め、同欄に次のように加える。

- 11 農業振興地域の整備に関する法律第15条の7第1項の規定に基づき、特定利用権の設定を承認すること。
- 12 農業振興地域の整備に関する法律第15条の10第1項の規定に基づき、特定利用権を設定すべき旨の裁定をすること。
- 13 農業振興地域の整備に関する法律第15条の13の規定に基づき、特定利用権に係る賃貸借の解除を承認すること。
- 14 農業振興地域の整備に関する法律第15条の15第1項の規定に基づき、農用地区域内における開発行為（2ヘクタール以下のものを除く。）を許可すること。
- 15 農業振興地域の整備に関する法律第15条の15第6項の規定に基づき、農用地区域内における開発行為の許可について兵庫県農業会議の意見を聴くこと。
- 16 農業振興地域の整備に関する法律第15条の16の規定に基づき、開発行為（2ヘクタール以下のものを除く。）の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること。
- 17 農業振興地域の整備に関する法律第15条の17第1項の規定に基づき、農業振興地域の区域のうち、農用地区域以外の区域内において開発行為（2ヘクタール以下のものを除く。）を行う者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告すること。
- 18 農業振興地域の整備に関する法律第15条の17第2項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく勧告（2ヘクタール以下の開発行為に係るものを除く。）に従わない者について、その旨及び勧告の内容を公表すること。
- 19 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第3項（第5条第3項において準用する場合を含む。）又は第20条第3項の規定に基づき、農地の転用等の許可について兵庫県農業会議の意見を聴くこと。
- 20 農地法第6条第1項第2号の規定に基づき、農地等の小作地の面積を定めること。
- 21 農地法第47条の規定に基づき、土地等を国が買収することの適否について兵庫県農業会議の意見を聴くこと。
- 22 農地法第48条第1項の規定に基づき、国が買収することが適当である土地等の区域等を定めること。
- 23 農地法第62条第2項の規定に基づき、土地配分計画を定めること。
- 24 農地法第64条の規定に基づき、自作農として農業に精進する見込みのある者に土地の売渡予約書を交付することの適否について兵庫県農業会議の意見を聴くこと。
- 25 農地法第69条第1項の規定に基づき、代地を売り渡すこと。
- 26 農地法第73条第1項の規定に基づき、国が売り渡した土地等の権利の移動を許可すること。
- 27 農地法第83条の2の規定に基づき、違反転用等を行つた者等に対し、原状回復その他違反を是正するた

- め必要な措置をとるべきことを命ずること（2ヘクタール以下の転用等に係るものを除く。）。
- 28 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の7第1項ただし書、第1条の15第1項ただし書及び第13条の2第1項ただし書の規定に基づき、農地等の転用等について農林水産大臣に進達すること。
- 29 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第40条第2項第1号の規定に基づき、兵庫県農業会議の建議を受け、又はこれに諮問すること。
- 30 農業委員会法第53条の規定に基づき、兵庫県農業会議からその業務又は会計の状況に関して、報告を徴し、検査を行い、その他監督上必要な命令をすること。
- 31 農業委員会法第54条の規定に基づき、兵庫県農業会議にその業務又は会計について必要な措置をとるべき旨を命ずること。

別表第1 農林水産部の部中

総務課		1 入札参加者の資格を審査すること。 2 1件1億5,000万円以上の契約に係る入札参加者を指名し、又は選定すること（県民局長の権限に係るものを除く。）。	1 農林水産業の災害による被害状況を農林水産大臣に報告すること。 2 農林水産業の災害応急対策を関係機関に指示すること。
農林経済課			1 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第40条の規定に基づき、組合の仮理事を選任し、役員を選挙し、又はその総会を招集すること。

を

農林経済課			1 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第40条の規定に基づき、組合の仮理事を選任し、役員を選挙し、又はその総会を招集すること。
-------	--	--	---

に改め、同部農林経済課の項局長専決事項の欄4中「その定款等の変更その他必要な措置」を「改善計画の提出又は改善計画の変更」に改め、同欄中25を26とし、5から24までを6から25までとし、4の次に次のように加える。

- 5 農協法第94条の2第2項の規定に基づき、組合にその定款等の変更その他必要な措置を命ずること。
- 別表第1 農林水産部の部農地調整室の項を削り、同部森林動物共生室の項中「森林動物共生室」を「豊かな森づくり課」に改め、同項知事決裁事項の欄に次のように加える。
- 1 森林法第10条の2の規定に基づき、開発行為を許可すること（ゴルフコースの新設に係るものに限る。）。
- 2 森林法第26条の2第1項及び第2項の規定に基づき、保安林の指定を解除すること（ゴルフコースに係るものに限る。）。
- 3 森林法第27条第3項の規定に基づき、保安林解除申請書を農林水産大臣に進達し、又は却下すること（ゴルフコースに係るものに限る。）。

別表第1農林水産部の部森林動物共生室の項局長専決事項の欄に次のように加える。

- 17 森林法第27条第3項の規定に基づき、保安林指定申請書を農林水産大臣に進達すること。
- 18 森林法第27条第3項の規定に基づき、保安林解除申請書を農林水産大臣に進達すること（ゴルフコースに係るものを除く。）。
- 19 森林法第36条の規定に基づき、保安林の指定によつて利益を受ける地方公共団体その他の者に補償すべき金額を負担させること。
- 20 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定に基づき、防除実施基準を定め、又は変更すること。
- 21 森林病虫害等防除法第7条の5第1項の規定に基づき、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定すること。
- 22 森林病虫害等防除法第7条の6第1項の規定に基づき、樹種転換促進指針を定めること。
- 23 森林病虫害等防除法第7条の9第1項の規定に基づき、地区防除指針を定めること。
- 24 森林国営保険法（昭和12年法律第25号）第23条の2の規定に基づき、被保険者と保険契約を締結すること。

別表第1農林水産部の部森林保全室の項を削り、同表県土整備部の部局、課又は室名の項中「局、課又は室名」を「課名」に改め、同部契約・建設業室の項中「契約・建設業室」を「契約管理課」に改め、同項部長専決事項の欄を次のように改める。

1件1億5,000万円以上の
契約に係る入札参加者の資格
審査、指名又は選定をす
ること。

別表第1県土整備部の部地域プロジェクト課の項中「地域プロジェクト課」を「21世紀の森課」に改め、同部高速道路室の項中「高速道路室」を「道路計画課」に改め、同部都市政策課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。

- 2 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第5条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、全国計画の作成又は変更について国土交通大臣に意見を述べること。
- 3 国土利用計画法第7条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、県計画を定め、又は変更すること。
- 4 国土利用計画法第9条第10項（同条第14項に準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地利用基本計画を定め、又は変更すること。
- 5 国土利用計画法第12条第1項及び第12項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、規制区域を指定し、その指定を解除し、又はその区域を減少すること。
- 6 国土利用計画法第27条第1項、同条第3項において準用する第12条第12項又は第27条の3第5項において準用する同条第3項において準用する第12条第12項の規定に基づき、注視区域を指定し、その指定を解除し、又はその区域を減少すること。
- 7 国土利用計画法第27条の6第1項、同条第3項において準用する第12条第12項又は第27条の6第5項において準用する同条第3項において準用する第12条第12項の規定に基づき、監視区域を指定し、その指定を解除し、又はその区域を減少すること。

別表第1県土整備部の部都市政策課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

- 4 国土利用計画法第7条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、県計画を定め、又は変更する場合に、市町長の意見を聴くこと。
- 5 国土利用計画法第9条第10項（同条第14項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地利用基本計画を定め、又は変更する場合に市町長の意見を聴くこと。
- 6 国土利用計画法第17条第1項の規定に基づき、土地に関する権利の移転等の許可申請に係る許可又は不許可の処分をすること。
- 7 国土利用計画法第18条の規定に基づき、国等が行う土地に関する権利の移転等について協議すること。
- 8 国土利用計画法第24条第1項の規定に基づき、土地に関する権利の移転等の届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

- 9 国土利用計画法第26条（第27条の5第4項及び第27条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、勧告に従わない者を公表すること。
- 10 国土利用計画法第27条の規定に基づき、土地に関する権利の処分についてあつせんすること。
- 11 国土利用計画法第27条の3第2項の規定に基づき、関係市町長の意見を聴くこと。
- 12 国土利用計画法第27条の5第1項の規定に基づき、土地に関する権利の移転等の届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを勧告すること。
- 13 国土利用計画法第27条の6第2項の規定に基づき、関係市町長の意見を聴くこと。
- 14 国土利用計画法第27条の8第1項の規定に基づき、土地に関する権利の移転等の届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを勧告すること。
- 15 国土利用計画法第28条第1項の規定に基づき、土地の所有者に遊休地である旨を通知すること。
- 16 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第41条の規定に基づき、不動産鑑定業者にその業務の停止を命じ、又はその登録を消除すること。
- 17 積立式宅地建物販売業法（昭和46年法律第111号）第42条第1項の規定に基づき、積立式宅地建物販売業者に対し、業務の運営を改善するために必要な措置を命ずること。
- 18 積立式宅地建物販売業法第43条第1項の規定に基づき、積立式宅地建物販売の契約をしてはならない旨を命ずること。
- 19 積立式宅地建物販売業法第44条第1項若しくは第2項又は第45条の規定に基づき、積立式宅地建物販売業者に対し、その業務の全部又は一部の停止を命じ、又はその許可を取り消すこと。
- 20 旧貸家組合法（昭和16年法律第47号）第3条の規定に基づき、貸家組合の家賃の賃貸条件に関する規程の制定又はその変更を認可すること。
- 21 旧貸家組合法第27条において準用する旧産業組合法（明治33年法律第34号）第39条第3項の規程に基づき、貸家組合の定款の変更を認可すること。
- 22 旧貸家組合法第33条において準用する旧産業組合法第65条の規程に基づき、貸家組合の解散又は合併を認可すること。
- 23 旧貸家組合法第36条の規定に基づき、貸家組合の経費の収支予算等の変更を命ずること。
- 24 旧貸家組合法第37条の規定に基づき、貸家組合の総会の決議の取消し等の処分をすること。

別表第1 県土整備部の部土地対策室の項及び景観形成室の項を削り、同部まちづくり課の項知事決裁事項の欄を次のように改める。

- 1 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、開発行為を許可すること（ゴルフコースの新設に係るものに限る。）。
- 2 景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「景観条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、景観形成等基本方針を定めること。
- 3 景観条例第7条の2第1項の規定に基づき、地域景観形成等基本計画を定め、又は変更すること。
- 4 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「緑

豊かな地域環境形成条例」という。)第7条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、緑豊かな環境形成地域を指定し、又は変更すること。

5 緑豊かな地域環境形成条例第8条第1項の規定に基づき、地域環境形成基本方針を定めること。

6 緑豊かな地域環境形成条例第13条第1項(第14条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、環境形成区域を指定し、又は変更すること。

7 緑豊かな地域環境形成条例第16条の規定に基づき、開発行為を許可すること(ゴルフコースの新設に係るものに限る。)

8 緑豊かな地域環境形成条例第25条第1項の規定に基づき、環境形成協定を締結すること(ゴルフコースの新設に係るものに限る。)

別表第1 県土整備部の部まちづくり課の項局長専決事項の欄24を次のように改める。

24 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)第16条第1項の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構の業務を受託すること。

別表第1 県土整備部の部まちづくり課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

28 景観条例第7条第2項の規定に基づき、景観形成等基本方針を定める場合に景観形成審議会の意見を聴くこと。

29 景観条例第7条の2第6項において準用する第7条第2項の規定に基づき、地域景観形成等基本計画を定め、又は変更する場合に景観形成審議会の意見を聴くこと。

30 景観条例第8条第1項、第3項又は第9項の規定に基づき、景観形成地区を指定し、又は変更すること。

31 景観条例第9条第1項の規定に基づき、景観形成基準を定めること。

32 景観条例第15条第1項、第3項又は第4項の規定に基づき、風景形成地域を指定し、又は変更すること。

33 景観条例第16条第1項の規定に基づき、風景形成基準を定めること。

34 景観条例第21条の2第1項、第3項又は第4項の規定に基づき、星空景観形成地域を指定し、又は変更すること。

35 景観条例第21条の4第1項の規定に基づき、星空景観形成照明基準を定めること。

36 景観条例第21条の10第1項、第4項又は第5項の規定に基づき、景観形成重要建造物等を指定し、又は指定を解除すること。

- 37 景観条例第22条第1項の規定に基づき、大規模建築物等景観基準を定めること。
- 38 景観条例第27条の15第1項の規定に基づき、空地を定めること。
- 39 景観条例第27条の15第1項の規定に基づき、空地利用等景観基準を定めること。
- 40 景観条例第28条第2項の規定に基づき、景観形成等住民協定を認定すること。
- 41 景観条例第29条の6第1項の規定に基づき、公共施設景観指針を定めること。
- 42 屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）第4条第1項の規定に基づき、禁止地域等に係る区域又は地域若しくは場所を指定すること。
- 43 屋外広告物条例第5条第1項第6号又は第12号の規定に基づき、禁止物件に係る区域又は物件を指定すること。
- 44 屋外広告物条例第6条の規定に基づき、許可地域等に係る区域を指定すること。
- 45 屋外広告物条例第7条第1項第2号の規定に基づき、公共的団体を指定すること。
- 46 屋外広告物条例第7条第2項第9号及び第3項第3号の規定に基づき、適用除外等に係る区域を指定すること。
- 47 屋外広告物条例第11条の規定に基づき、許可の特例に係る基準を定めること。
- 48 屋外広告物条例第23条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、広告景観モデル地区を指定し、又は変更すること。
- 49 屋外広告物条例第24条第1項の規定に基づき、広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準を定めること。
- 50 緑豊かな地域環境形成条例第7条第1項又は第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、緑豊かな環境形成地域の指定又は変更について関係市町長と協議し、又は緑豊かな環境形成審議会の意見を聴くこと。
- 51 緑豊かな地域環境形成条例第8条第1項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地域環境形成基本方針を定め、又は変更する場合に、関係市町長と協議し、又は緑豊かな環境形成審議会の意見を聴くこと。
- 52 緑豊かな地域環境形成条例第13条第1項又は第2項（第14条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、環境形成区域の指定又は変更について関係市町長と協議し、又は緑豊かな環境形成審議会の意見を聴くこと。
- 53 緑豊かな地域環境形成条例第15条第1項の規定に基づき、地域環境形成基準を定めること。
- 54 緑豊かな地域環境形成条例第16条の規定に基づき、開発行為を許可すること（ゴルフコースの新設以外に係るもので10ヘクタール以上の規模に係るものに限る。）。
- 55 緑豊かな地域環境形成条例第17条第3項（第22条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町長及び緑豊かな環境形成審議会の意見を聴くこと（ゴルフコースの新設に係るものに限る。）。
- 別表第1 県土整備部の部住宅計画課の項知事決裁事項の欄2を次のように改める。
- 2 住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項の規定に基づき、都道府県計画を定め、又は変更すること。
- 別表第1 県土整備部の部住宅計画課の項知事決裁事項の欄3を削り、同項局長専決事項の欄4から6までを次のように改める。
- 4 住生活基本法第15条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、全国計画の案の作成について国土交通大臣に意見を述べること。
- 5 住生活基本法第17条第3項の規定に基づき、都道府県計画について市町に協議すること。
- 6 住生活基本法第17条第4項の規定に基づき、県内の公営住宅の供給の目標量について国土交通大臣に協議すること。
- 別表第1 県土整備部の部住宅計画課の項局長専決事項の欄中7を削り、8を7とし、9を8とし、10を9とし、9の次に次のように加える。
- 10 独立行政法人住宅金融支援機構法第16条第1項の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構の業務を受託すること。
- 別表第1 県土整備部の部住宅計画課の項局長専決事項の欄中11を削り、12を11とする。
- 別表第2 企画管理部の部消防課の項防災監専決事項の欄1中「第24条第2項」を「第42条第2項」に改め、同欄2中「第24条の2」を「第43条」に改め、同欄に次のように加える。
- 3 消防組織法第44条第3項の規定に基づき、市町長に消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求

めること。

4 消防組織法第44条第6項の規定に基づき、市町長に緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示すること。

(出納局決裁規程の一部改正)

第2条 出納局決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(知事決裁事項)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する事項を除き、決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第17号)第5条第2項に規定する事項については、知事の決裁を受けなければならない。この場合において同項第11号、第14号及び第15号中「副知事、防災監、理事及び部長」とあるのは「会計管理者」と、同項第12号及び第13号中「防災監、理事及び部長」とあるのは「会計管理者」と読み替えるものとする。

第3条の見出し及び同条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改め、「(昭和42年兵庫県訓令甲第17号)」を削る。

第9条の表中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第1課名又は室名の項中「又は室名」を削り、「出納長」を「会計管理者」に改め、同表審査・指導室の項中「審査・指導室」を「審査・指導課」に改める。

別表第2課名又は室名の項中「課名又は室名」を「課名等」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、同表会計課の項出納長専決事項の欄1中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(地方機関処務規程の一部改正)

第3条 地方機関処務規程(昭和43年兵庫県訓令甲8号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「所長等があらかじめ指定する職員」を「規則第384条に規定する副参事、副所長、副館長(淡路文化会館に置く者を除く。)又は館長補佐」に改め、同条第2項中「第385条の4第1項」を「第385条の3第1項」に改め、同項第1号中「経営学部長」の右に「、会計研究科長」を加える。

別表第1県民局企画調整部、企画県民部及び県税部の部中「県民局企画調整部、企画県民部及び県税部」を「県民局企画調整部及び企画県民部」に改め、同部総務担当参事の項県民局長委任事項の欄2中「を指名し、又は選定する」を「の資格審査、指名又は選定する」に改め、同部企画調整・市町担当参事の項県民局長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3から33までを2から32までとし、同欄34中「又は第4項」を「若しくは第4項又は附則第33条の8第1項」に改め、同欄中34を33とし、35から40までを34から39までとし、同部西播磨県民局、但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局の企画調整・市町担当参事の項の次に次のように加える。

淡路県民局の企画調整・市町担当参事		1 総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)第6条第1項の規定に基づき、基本構想の変更について主務大臣に協議し、その同意を得ること。
-------------------	--	--

別表第1県民局企画調整部、企画県民部及び県税部の部防災担当参事の項県民局長委任事項の欄5から9までを削り、同欄10中「火薬類取締法」の右に「(昭和25年法律第149号)」を加え、「11から14まで、17から26まで、28、29、31及び33から35まで」を「6から19まで、21から23まで及び25から27まで」に改め、同欄中10を5とし、11から14までを6から9までとし、15及び16を削り、17を10とし、18から29までを11から22までとし、30を削り、31を23とし、32から36までを24から28までとし、同部神戸県民局の企画調整担当参事の項県民局長専決事項の欄1中「及び2」を削り、同部県税事務所の項及び神戸県税事務所、尼崎県税事務所、伊丹県税事務所、加古川県税事務所、社県税事務所、姫路県税事務所、上郡県税事務所、豊岡県税事務所、柏原県税事務所及び洲本県税事務所の項を削り、同部の次に次のように加える。

区分	県民局長委任事項	県民局長専決事項
県税事務所	1 納税貯蓄組合法(昭和26年法律第145号)第2条第1項の規定に基づき、納税貯蓄組合に係る規約を受理すること。	

	<ol style="list-style-type: none"> 2 納税貯蓄組合法第13条の規定に基づき、納税貯蓄組合の解散の届出をすること。 3 納税貯蓄組合法施行令（昭和26年政令第99号）第1条第2項の規定に基づき、規約の謄本を税務署長及び市町村長に送付すること。 4 納税貯蓄組合法施行令第2条第1項の規定に基づき、納税貯蓄組合である旨の証明書を交付すること。 5 納税貯蓄組合法施行令第5条第1項の規定に基づき、解散の届出を税務署長及び市町村長に送付すること。 	
<p>神戸県税事務所、 尼崎県税事務所、 伊丹県税事務所、 加古川県税事務所、 社県税事務所、 姫路県税事務所、 上郡県税事務所、 豊岡県税事務所、 柏原県税事務所及び 洲本県税事務所</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の15第9項の規定に基づき、軽油引取税の免税証の交付に関して通知すること。 2 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第74条第3項の規定に基づき、ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の証票を交付すること。 3 兵庫県税条例第165条の規定に基づき、軽油引取税に係る特別徴収義務者の証票を交付すること。 4 兵庫県税条例第167条第1項及び第6項の規定に基づき、免税軽油使用者証を交付し、若しくは書き換え、又はその返納を受理すること。 5 兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の証票の紛失の届出を受理し、又はその再交付をすること。 6 兵庫県税条例施行規則第42条第1項及び第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特別徴収義務者の証票の紛失の届出を受理し、又はその再交付をすること。 7 兵庫県税条例施行規則第43条第1項の規定に基づき、免税軽油使用者証の紛失の届出を受理すること。

別表第1 県民局企画調整部、企画県民部及び県税部の部神戸県民局のさわやか県政・連携担当参事の項県民局長専決事項の欄1中「3から39まで」を「2から38まで」に改め、同表県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部県民担当参事（東播磨県民局にあつては、地域活動推進担当参事）の項県民局長委任事項の欄3中「第12条の2第1項」を「第12条の3第1項」に改め、「図書類」の右に「又はが

ん具類等」を加え、同欄4中「第12条の2第2項」を「第12条の3第2項」に改め、同欄5中「自販機図書類販売届出済票」を「自販機図書類等販売届出済票」に改め、同部環境担当参事（但馬県民局にあつては、環境創造担当参事）の項県民局長委任事項の欄100の3中「第22条第2項」を「第22条第3項」に改め、同欄100の4中「基づき、」の右に「第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者又は」を加え、「引取り又は引渡し」を「回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明」に改め、同欄100の4の次に次のように加える。

100の4の2 フロン回収破壊法第24条第1項の規定に基づき、第1種特定製品廃棄等実施者又は第1種フロン類引渡実施者に対し、必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。

100の4の3 フロン回収破壊法第24条第2項の規定に基づき、第1種特定製品廃棄等実施者、第1種フロン類引渡受託者又は第1種フロン類回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。

別表第1県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部環境担当参事（但馬県民局にあつては、環境創造担当参事）の項県民局長委任事項の欄100の5中「第24条第1項」を「第24条第3項」に、「第1種フロン類回収業者」を「第1種フロン類回収業者等」に改め、同欄100の6中「第24条第2項」を「第24条第4項」に改め、「基づき、」の右に「第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者又は」を加え、「引取り又は引渡し」を「回収の委託、引渡し又は引取り」に改め、同欄107中「第24条第3項」を「第24条第5項」に、「又は第2項」を「から第4項まで」に改め、同欄100の8及び100の8の2中「基づき、」の右に「第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、第1種フロン類引渡受託者又は」を加え、同欄170の5の次に次のように加える。

170の5の2 産業廃棄物等不適正処理防止条例第16条の3第1項の規定に基づき、建設資材廃棄物の引渡しの完了の報告を受理すること。

170の5の3 産業廃棄物等不適正処理防止条例第16条の3第2項の規定に基づき、解体工事の注文者からの申告及び適当な措置をとるべき旨の求めを受理すること。

別表第1県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄1の2を次のように改める。

1の2 削除

別表第1県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄27中「の設備等」を「に立ち入り、設備等」に改め、同欄27の次に次のように加える。

27の2 介護保険法第91条の2第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者に対し、厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は基準を遵守すべきことを勧告すること。

27の3 介護保険法第91条の2第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

27の4 介護保険法第91条の2第3項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第1県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄30の次に次のように加える。

30の2 介護保険法第103条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は基準を遵守すべきことを勧告すること。

30の3 介護保険法第103条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表第1県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄31中「第103条第1項」を「第103条第3項」に、「運営の改善」を「開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきこと」に改め、同欄43の次に次のよう加える。

43の2 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号の規定に基づき、届出を受理すること。

43の3 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第11条第1項の規定に基づき、自立支援給付（自立支援医療費及び補装具費の支給を除く。43の4において同じ。）に係る障害者等、障害児の保護者又はこれらの者であつた者に対し、報告等を命じ、又は職員に質問をさせること。

43の4 障害者自立支援法第11条第2項の規定に基づき、自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等を行つた者等に対し、報告等を命じ、又は関係者に対して質問させること。

43の5 障害者自立支援法第12条の規定に基づき、自立支援給付（育成医療に係る自立支援医療費の支給に

限る。) に関して、障害者等、障害児の保護者等の世帯に属する者の資産等の状況につき、官公署に対し文書の閲覧等を求め、又は銀行等の機関若しくは障害者の雇用主等の関係人に報告を求めること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄44中「(平成17年法律第123号)」を削り、同欄81の次に次のように加える。

81の2 医療法第6条の8第1項の規定に基づき、必要な報告を命じ、又は立入検査をさせること。

81の3 医療法第6条の8第2項の規定に基づき、広告の中止又は内容の是正を命ずること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄84中「療養病床」を「病床」に改め、同欄87中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同欄87の次に次のように加える。

87の2 医療法第9条第2項の規定に基づき、病院、診療所又は助産所に係る開設者の死亡又は失その届出を受理すること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄89中「第12条の2」を「第12条の2第1項」に改め、同欄89の次に次のように加える。

89の2 医療法第12条の2第2項の規定に基づき、地域医療支援病院の業務に関する報告書を受理すること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄105中「第51条第1項」を「第52条第1項」に改め、「の決算」を削り、同欄105の次に次のように加える。

105の2 医療法第52条第2項の規定に基づき、医療法人の定款若しくは寄附行為又は届出に係る書類を閲覧させること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄111中「第5条の7」を「第5条の12」に改め、同欄112中「第5条の8」を「第5条の13」に改め、同欄208及び209中「精神病院」を「精神科病院」に改め、同欄209の4から209の21までを削り、同欄210から210の4までを次のように改める。

210から210の4まで 削除

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄210の6中「こと」の右に「(動物又はその死体に関するものを除く。)」を加え、同欄210の12の次に次のように加える。

210の12の2 感染症予防法第18条第5項の規定に基づき、感染症診査協議会の意見を聴くこと。

210の12の3 感染症予防法第18条第6項の規定に基づき、感染症診査協議会に報告すること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄210の13の次に次のように加える。

210の13の2 感染症予防法第19条第2項の規定に基づき、患者等に対して適切な説明をすること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄210の14中「第19条第2項」を「第19条第3項」に改め、同欄210の14の次に次のように加える。

210の14の2 感染症予防法第19条第7項の規定に基づき、勧告又は入院措置をした旨感染症診査協議会に報告すること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄210の18の次に次のように加える。

210の18の2 感染症予防法第20条第6項の規定に基づき、患者等に、説明を行い、意見を述べる機会を与え、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知すること。

210の18の3 感染症予防法第20条第8項の規定に基づき、意見聴取をした者から聴取書を受理すること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄210の23の次に次のように加える。

210の23の2 感染症予防法第24条の2第1項の規定に基づき、入院している患者が受けた処遇について苦情の申出を受けること。

210の23の3 感染症予防法第24条の2第2項の規定に基づき、苦情を聴取する職員を指定すること。

201の23の4 感染症予防法第24条の2第3項の規定に基づき、苦情の処理の結果を通知すること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄210の34中「こと」の右に「(動物又はその死体に関するものを除く。)」を加え、同欄210の37の次に次のように加える。

210の37の2 感染症予防法第37条の2第2項の規定に基づき、結核患者等からの医療費の負担に係る申請を受理すること。

210の37の3 感染症予防法第37条の2第3項の規定に基づき、医療費の負担の決定について、感染症診査協議会の意見を聴くこと。

210の37の4 感染症予防法第38条第2項の規定に基づき、結核指定医療機関を指定すること。

210の37の5 感染症予防法第38条第7項の規定に基づき、結核指定医療機関の指導をすること。

210の37の6 感染症予防法第38条第8項の規定に基づき、結核指定医療機関の指定の辞退の届出を受理すること。

210の37の7 感染症予防法第38条第9項の規定に基づき、結核指定医療機関の指定を取り消すこと。

210の37の8 感染症予防法第53条の7第1項の規定に基づき、受診者の数等の通報又は報告を受理すること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄278の2中「及び292の3」を「、292の2から及び292の6まで及び292の8」に改め、同欄285中「292の2まで」を「292まで及び292の7」に改め、同欄290の2中「第72条の3第1項」を「第72条の4第1項」に改め、同欄中292の3を292の8とし、292の2を292の7とし、292の次に次のように加える。

292の2 薬事法第76条の6第1項の規定に基づき、指定薬物である疑いがある物品について検査を受けるべきことを命ずること。

292の3 薬事法第76条の6第2項の規定に基づき、命令に係る物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で陳列してはならない旨を命ずること。

292の4 薬事法第76条の7第1項の規定に基づき、指定薬物について、廃棄、回収等の措置を命ずること。

292の5 薬事法第76条の7第2項の規定に基づき、指定薬物の廃棄、回収又はその他の処分をさせること。

292の6 薬事法第76条の8第1項の規定に基づき、指定薬物又はその疑いがある物品を貯蔵し、若しくは陳列している者又は製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、若しくは陳列した者に対して必要な報告をさせ、又はこれらの者の店舗その他必要な場所に立入検査をさせ、関係者に対して質問をさせること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、社健康福祉事務所、福崎健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、柏原健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄7から9までを次のように改める。

7及び8 削除

9 児童福祉法第56条第2項の規定に基づき、同法第50条第6号及び第6号の3に規定する費用を徴収すること。

別表第1 県民局県民生活部、神戸生活創造センター及び但馬長寿の郷の部宝塚健康福祉事務所、明石健康福祉事務所、社健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、柏原健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項中「、明石健康福祉事務所、社健康福祉事務所」を削り、「、柏原健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所」を「及び柏原健康福祉事務所」に改め、同表県民局地域振興部の部産業労働担当参事（但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局にあつては、商工観光・労働担当参事）の項県民局長委任事項の欄3の次に次のように加える。

3の2 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2第7項の規定に基づき、特定共済組合が他の事業を行うことを承認すること（主たる事務所を所管区域内に置くものに限り、知事が特に指定するものを除く。4から16の2までにおいて同じ。）。

別表第1 県民局地域振興部の部産業労働担当参事（但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局にあつては、商工観光・労働担当参事）の項県民局長委任事項の欄4中「（昭和24年法律第181号）」及び「（主たる事務所を所管区域内に置くものに限り、知事が特に指定するものを除く。5から16までにおいて同じ。）」を削り、同欄5の次に次のように加える。

5の2 中小企業等協同組合法第9条の9第4項の規定に基づき、特定共済組合連合会が他の事業を行うことを承認すること。

別表第1 県民局地域振興部の部産業労働担当参事（但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局にあつては、商工観光・労働担当参事）の項県民局長委任事項の欄8中「第41条第5項」を「第42条第8項」に改め、同欄9の次に次のよう加える。

9の2 中小企業等協同組合法第58条の7第2項の規定に基づき、共済計理人の意見書の写しを受理するこ